

令和6年度 桑折町農作業標準賃金表

令和6年度農作業標準賃金額を下記のとおり定めましたので、この標準額にご協力願います。

桑折町農業委員会

作業区分		単位	賃金	摘要		
臨時雇	一般作業	1日当り	7,200円	1時間当り900円 柿加工作業全般含む		
	草刈作業	1時間当り	1,300円	機械、燃料代含む		
	果樹作業	せん定	1時間当り	1,300円		
		摘花果	1日当り	7,200円		
		袋かけ	1日当り	7,200円		
		果樹の薬剤散布	100ℓ当り	1,200円	薬剤は委託者持ち	
請負	畑作業	畑耕起	10a当り	7,000円	以未整理地区及び形状条件等による割増は、3割増	
	水田作業	水田耕起(ロータリー)	10a当り	7,000円		
		代かき	10a当り	7,200円		
		田植機による田植	10a当り	7,500円		角植含む 薬剤散布、側条施肥は別途協議
		コンバイン	10a当り	30,000円		刈り取りから乾燥・調整まで。結束分は別途協議
		もみすり	60kg当り	1,000円		
		乾燥・調整	60kg当り	2,000円		

- 臨時雇1日当り、8時間を基準とします。
- 作業能力(年齢・経験など)を勘案する場合は、当事者間で調整してください。
- 請負作業賃金には、消費税は含まれておりません。
- 令和6年度中に最低賃金に変更され、ここに定められた作業賃金が、最低賃金を下回る場合には最低賃金以上の額に読み替えてください。
- この標準額は、令和6年4月1日より令和7年3月31日まで適用となりますので、目安としてご利用ください。